

令和8年2月19日

自治会町内会長 様

泉区地域振興課

令和7年度 2月分資料の送付について（御連絡）

日頃から区政及び市政の事業推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

2月19日付開催の泉区連合自治会町内会長会定例会に基づき、2月分の資料を次のとおり送付いたしますので、よろしく願いいたします。

【送付物一覧】

	送 付 物	部 数
1	「横浜市泉区更生保護だより『明るい社会』」の発行について 区連会議題2 【泉区社会福祉協議会】	1部
2	第5期泉わくわくプラン（泉区地域福祉保健計画）の完成について 区連会議題3 【泉区社会福祉協議会・泉区福祉保健課】	1部
3	横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例を改正することへの市民意見募集実施について 区連会議題4 【資源循環局街の美化推進課】	1部
4	GREEN×EXPO 2027におけるボランティアについて 区連会議題6 【脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課】	1部
5	特別市の早期法制化の実現に向けた機運醸成の取組について 区連会議題7 【政策経営局制度企画課】	1部
6	広報紙の配布について 区連会議題8 【政策経営局広報・プロモーション戦略課】	1部
7	自治会町内会ポータルの運用開始に向けたお知らせ 区連会議題9 【市民局地域活動推進課】	1部
8	令和8年度市民局予算案における自治会町内会向け主な補助金について 区連会議題10 【市民局地域活動推進課・市民局地域防犯支援課】	1部
9	令和8年 民生委員・児童委員及び主任児童委員の推薦について 区連会議題12 【健康福祉局地域支援課】	1部

事務局 泉区役所地域振興課 担当：三浦・湯澤 TEL 800-2391

**【参 考】**

送付資料は「泉区連合自治会町内会長会」ホームページにも掲載していますので、併せてご活用ください（※区連会の翌営業日までに掲載予定です）。

URL : <http://www.izumikuren.net/information.php>

泉区連合自治会町内会長会 > 区役所からのお知らせ

> 泉区連合自治会町内会長会定例会資料



**泉区連合自治会町内会長会**



## 資料 2

令和8年2月19日

自治会町内会長 様

泉区更生保護協会  
会長 山口 賢(泉区長)  
泉 保 護 司 会  
会長 梅田 保彦  
泉区更生保護女性会  
会長 市川 千栄子

### 「横浜市泉区更生保護だより『明るい社会』」の発行について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、犯罪や非行のない安全で安心な明るい社会づくりや、更生保護活動にご支援とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

また、泉区更生保護協会に係る会費納入をはじめ、「社会を明るくする運動」の周知啓発にご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

この度、「横浜市泉区更生保護だより『明るい社会』」を発行いたしました。ご多用の折誠に恐縮ですが、ご高覧いただければ幸いです。

#### 【事務局】

泉区社会福祉協議会

電話：802-2150

担当：坂巻

## 第5期泉わくわくプラン（泉区地域福祉保健計画）の完成について（報告）

日頃から、泉区福祉保健行政に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

この度、令和8年度から令和12年度を計画期間とする第5期泉わくわくプラン（泉区地域福祉保健計画）（以下、「第5期区計画」という。）について、完成しましたので御報告します。計画策定につきましては、地区別計画の検討及び区民意見募集等ご協力をいただき重ねて感謝申し上げます。

### 1 公開日

令和8年2月27日（金）

※ 同日行われる泉区社会福祉大会で配布するほか、区役所、ケアプラザ等に配架いたします。また、泉区ホームページでも公開いたします。

### 2 第5期計画 冊子・概要版の配付

自治会町内会長へ冊子及び概要版を配布いたします。

### 3 添付資料

第5期泉わくわくプラン（泉区地域福祉保健計画） 冊子・概要版

市連会2月定例会資料  
令和8年2月12日  
資源循環局街の美化推進課

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例  
を改正することへの市民意見募集実施について【情報提供】

1 事業の趣旨

「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」の改正を検討しています。そこでパブリックコメントを実施いたしますので、情報提供いたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 条例改正案の主な内容

「GREEN×EXPO 2027」を見据え、本市では望まない受動喫煙を防止し、誰もが快適に暮らせるまちづくりを進めるため、条例により市内全域で屋外の公共の場所での喫煙を禁止します。

4 パブリックコメントの概要

(1) 募集期間

令和8年2月13日(金)から令和8年3月15日(日)まで

(2) 提出方法

ア ご意見受付フォーム

横浜市電子申請・届出システム

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/1ffdac02-9cc1-4b3d-9741-bad712f4b921/start>

※メンテナンス時間中(不定期)はご利用いただけません。



イ リーフレット付属用紙による郵送

リーフレットは各区役所、横浜市役所などで配布しています。リーフレット付属用紙を切り取りご意見をご記入いただき、お手持ちの封筒に入れてお送りください。(封筒でお送りいただく場合の郵送料はご負担願います。)

資源循環局街の美化推進課

担当 櫻井、境

電話 045-671-2556 /FAX 045-663-8199

メール sj-machibika@city.yokohama.lg.jp

## GREEN×EXPO 2027におけるボランティアについて【情報提供】

## 1 趣旨

GREEN×EXPO 2027 ボランティア募集の第2弾となる「植物管理ボランティア(約2,000人)」及び「運営ボランティア(約10,000人)」の募集が開始されましたのでお知らせします。

なお、横浜市出展エリアで活動いただくボランティアについては、2026年7月頃から募集を開始する予定です。

## 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長宛てに資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

## 3 募集概要

	植物管理ボランティア(約2,000人)	運営ボランティア(約10,000人)
活動内容	花壇を美しく保つため、花がらの摘み取りや除草などの管理のサポート	会場内外での案内など運営のサポート
応募要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2027年4月2日時点で満15歳以上の方(中学生を除く)</li> <li>・8日以上活動していただける方(2種類応募する場合16日以上)</li> </ul>	
活動期間	2027年3月19日(金)～9月26日(日)	
活動時間	1日当たり4時間程度を想定	
募集締切	2026年4月30日(木)17時まで	
応募方法	ウェブサイト(インターネット)からご応募ください。 「GREEN×EXPO 2027 公式サイトボランティアページ」 <a href="https://expo2027yokohama.or.jp/sponsorship/volunteer/">https://expo2027yokohama.or.jp/sponsorship/volunteer/</a>	
問合せ先	GREEN×EXPO 2027 ボランティア問い合わせセンター TEL: 0120-878-950 (受付時間: 9:00～17:30 ※毎週水曜日休み)	



※ 募集相談会(参加は任意)について

2026年3～4月に、募集相談会(募集概要の説明と個別相談)を横浜市内等で10回程度、開催する予定です。詳細は、GREEN×EXPO 2027 公式サイトボランティアページで順次発表します。

【参考】リーフレットの主な配布先

公園愛護会、環境事業推進委員、ハマロード・サポーター、水辺愛護会等

【参考】横浜市民の皆様にご参加いただけるボランティア

種類	活動内容	活動場所	募集期間	募集主体
 ①花・緑ガイド	会場内の花壇等の見どころ紹介		募集終了	
 ②植物管理	会場内の花壇等の手入れ・除草等のサポート	EXPO全体	2月5日～ 4月30日	GREEN×EXPO協会
 ③運営	会場内外での来場者案内・運営サポート			
 ④ツアーガイド	フィールドを活用した活動拠点をめぐり、見どころを紹介	横浜市 出展 エリア	7月頃 募集開始 予定	横浜市
 ⑤フィールドづくり	フィールドを活用した活動拠点における花・緑の育成・管理等			
 ⑥プログラム運営補助	様々なワークショップの運営補助等			

※ 「花・緑ガイドボランティア」 募集結果

応募人数：3,493人、(募集人数 約200人に対し、約17倍)

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課  
 電話 045-671-4627 / FAX 045-212-1223  
 メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

## 特別市の早期法制化の実現に向けた機運醸成の取組について【情報提供】

### 1 趣旨

日頃、新たな大都市制度「特別市」の早期法制化の実現に向けて機運を醸成していくための取組にご協力いただきありがとうございます。

現在の取組状況と今後の取組等について、ご説明します。

### 2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 「特別市」シンポジウムの開催結果

特別市の必要性や、実現による効果などについて分かりやすくお知らせするため、市民の皆様を対象としたシンポジウムを開催しました。

#### <開催概要>

日 時：令和7年12月14日（日）13時30分～15時30分

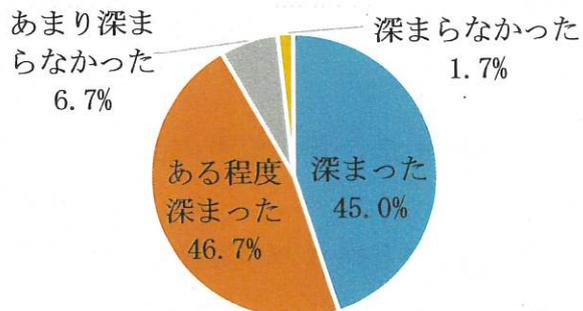
会 場：鶴見公会堂

参加人数：270人

#### <アンケート結果>

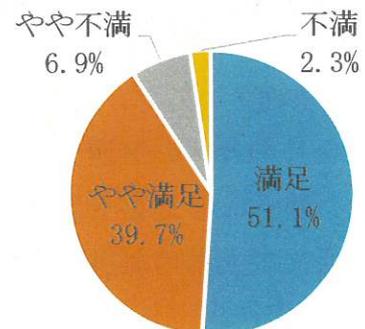
【質問】シンポジウムに参加して、「特別市」について理解は深まりましたか。

深まった・ある程度深まった 91.7%



【質問】シンポジウムについての満足度をお聞かせください。

満足・やや満足 90.8%



<シンポジウムの様子>



基調講演



パネルディスカッション

4 指定都市市長会シンポジウムの開催

指定都市市長会と本市の主催で、新たな大都市制度「特別市」について分かりやすくお伝えするため、シンポジウムを開催します。

(1) 日程等

日時：令和8年3月22日（日）13時30分～15時30分（開場13時00分）

会場：青葉公会堂（青葉区市ケ尾町31番地4）

定員：300人（参加費無料）※申込者多数の場合は抽選

(2) 内容

第1部 基調講演	辻 琢也 さん（一橋大学教授）
第2部 パネルディスカッション	山中 竹春（横浜市長）
	紺野 美沙子 さん（俳優・朗読座主宰）
	辻 琢也 さん（一橋大学教授）

(3) 申込方法

3月18日（水）までにウェブページからお申し込みいただく形で参加者を募集します。（ファクス（045-663-6561）でも申込み可）

お申し込みはこちら ▶▶



(4) その他

- ・今月の各区の区連会において、ご案内するとともに、各単位町内会長宛てにチラシ兼 FAX 申込書を送付いたします。
- ・新たな大都市制度に興味のある方、よく知りたいという方のご参加をお待ちしています。

## 5 国等への要望・要請

### (1) 横浜市の取組

令和7年11月に取りまとめた「国の制度及び予算に関する提案・要望書」の要望項目として、「『特別市』の法制化の実現」を、総務省に要望しました。

### (2) 県内三政令市の取組

令和7年8月26日に開催した「県内三政令市市長・正副議長懇談会」にて取りまとめた三市共同要請について、10月～11月に総務省等へ要請活動を行いました。

### (3) 指定都市市長会の取組

令和7年11月17日に「多様な大都市制度実現プロジェクト」において、特別市の法制化案等に関する議論を行い、プロジェクトの報告書を取りまとめ、総務大臣や国の各政党に対して報告書による説明・要請を行いました。



指定都市市長会議の様子

### (4) 横浜市会（特別市・大都市行財政制度特別委員会）の取組

令和8年1月、横浜市会の特別市・大都市行財政制度特別委員会が、林 芳正 総務大臣、佐藤 英道 衆議院総務委員長及び吉川 佐織 参議院総務委員長に対し、特別市の法制化に関する要望を行いました。

## 6 国における議論

令和8年1月19日に、内閣総理大臣の諮問機関である第34次地方制度調査会が発足しました。今後、大都市地域における行政体制（大都市制度）の在り方などに関する調査審議が行われます。

### 諮問事項

人口減少により深刻化する人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応し、将来にわたり、地域の特性に応じて、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、国・都道府県・市町村間の役割分担、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方について、調査審議を求める。

### 【担当】

政策経営局 制度企画課 山田・山口・唐牛

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

TEL:045-671-2952 FAX:045-663-6561

Eメール: ss-seidokikaku@city.yokohama.lg.jp

泉区連長会資料  
令和8年2月19日  
泉区区政推進課

泉政第 1559号  
令和8年2月19日

各地区連合自治会町内会長様  
各自治会町内会長様

横浜市泉区長 山口 賢  
横浜市政策経営局長 松浦 淳  
横浜市議会局長 豊 基信

### 広報紙の配布について（依頼）

日ごろから市政・区政に対して多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

横浜市では、市政に関する情報や市会定例会などの情報を各世帯にお届けする広報媒体として、「広報よこはま」と「ヨコハマ議会だより」を発行しています。

市民の皆様の暮らしに関わる重要な情報等を掲載するこれらの広報紙を、広く市民の皆様にお届けするため、これまで、自治会・町内会の皆様の多大なる御協力をいただきながら、配布を行ってまいりました。皆様の御協力により、市内の多くの世帯へ高い配布率で配布ができております。改めて、お礼を申し上げます。

つきましては、令和8年度におきましても、引き続き各世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

#### 1 広報紙の配布について

- (1) 広報紙概要 ※謝金額は令和8年度予算議決後に確定します。

広報紙名	発行月	謝金額（1部あたり）
「広報よこはま」	毎月	9円
「県のたより」	毎月	8円
「ヨコハマ議会だより」	令和8年5月、8月、12月 令和9年2月	4円

- (2) 配布先

貴団体に加入している世帯

※未加入の世帯にもお配りくださいますよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

- (3) 配布時期

毎月1日～10日までの間に各世帯へ配布してください。

- (4) 本市から貴団体へお届けする期日と部数

毎月末日の前日までに、配送業者を通じて貴団体の配布担当者へ、あらかじめお申し出いただいている部数をお届けします。

（令和9年1月号は、令和8年12月29日までにお届けします。）

裏面あり

(5) 配布謝金の支払い

実際にお配りいただいた部数に基づいて、各団体宛に年度内に2回(令和8年10月と令和9年3月)お支払いします。

2. 配布担当者や部数などの変更連絡先について

泉区区政推進課広報相談係 Tel800-2335 FAX800-2506

※年度途中での変更については、毎月10日までに御連絡いただければ、翌月分の配布に間に合います。(当該事項は新たに配布担当者になられた方へ引き継いでくださいますようお願いいたします。)

3. その他

(1) 自治会町内会活動として広報紙を配布している時に、万一事故で負傷した場合は、横浜市が実施する市民活動保険の対象となる場合があります。広報紙配布中に事故等に遭われたときは、区役所総務課庶務係に御相談ください。

※報酬を配布担当の御本人が受け取る場合は、市民活動保険の対象にはなりません。

(2) 泉区社会福祉協議会などの公共的団体から、市民の皆様幅広くお配りしたい会報などについて、広報よこはまと同様に配布の依頼がある場合がございます。その場合は、特段の御配慮をお願い申し上げます。

(3) 配布員が確保できないなど、毎月の配布業務にお困りの場合には、民間事業者によるポスティングへの切替えに関する御相談も承っておりますので、泉区役所広報相談係まで御連絡ください。

(4) 令和8年度も、紙面にて自治会町内会の活動を紹介することを予定しています。自治会町内会の加入促進にも御活用いただければと存じますので、未加入世帯への配布に特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。また、各自治会町内会の区域内にあります、グループホームなどの施設から広報紙の配布の依頼がありましたら、配布について御配慮くださいますようお願いいたします。

担当：泉区区政推進課広報相談係 広報よこはま担当

Tel800-2335 FAX800-2506

政策経営局広報・プロモーション戦略課

広報紙担当

Tel671-2332 FAX661-2351

議会局秘書広報課 広報等担当

Tel671-3040 FAX681-7388

## 自治会町内会ポータルへの運用開始に向けたお知らせ【情報提供】

## 1 説明の趣旨

令和8年4月1日より運用開始予定の「自治会町内会ポータル」について、1月の定例会にて概要をお知らせさせていただいたところですが、改めて、今後の流れや準備状況についてご案内いたします。

## 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

## 3 自治会町内会ポータルについて

地域活動推進費補助金の申請等の手続きが、パソコンやスマートフォンからオンラインで行えるようになります。

## (1) 運用開始予定日時

令和8年4月1日(水)9時

## (2) オンライン申請可能な項目

## ① 補助金申請

- ・地域活動推進費補助金
- ・地域防犯灯維持管理費補助金
- ・町の防災組織活動費補助金

## ② 基礎情報（現況届・口座情報等）提出

## ③ 委嘱委員の推薦届出

## ④ 防犯灯新設・移設に係る申請

## (3) ポータル活用で期待できる効果

## ① 来庁不要でいつでも申請可能

場所や時間にとらわれず申請でき、区役所への来庁や待ち時間の負担が軽減

## ② 2回目以降の申請がスムーズに

前年データを引用して申請書を作成でき、更新（修正）も必要な箇所のみで可

## ③ 申請内容をいつでも確認可能

過去の申請データを随時閲覧でき、書類の引継ぎ・内部共有にも活用可能

## ④ 申請状況の管理が容易に

申請済／未申請の書類を画面上で一元管理でき、申請漏れ防止等の確認が容易に

#### 4 初期 ID・パスワードの配付

各自治会町内会長あて初期 ID・パスワードを、次のとおり配付いたします。

- ① 発送時期：令和 8 年 3 月下旬
- ② 発送方法：配送ルート便
- ③ 内容物：初期 ID・パスワード、初期設定マニュアル

##### 【初期 ID・パスワードについて】

ポータルでは、自治会町内会ごとに専用の利用ページを設け、申請内容を安全かつ正確に管理します。このため、以下の目的で ID・パスワードによるログイン認証を必須としています。

- ・利用者が該当する自治会町内会であることを確認するため
- ・他の自治会町内会の情報と混在しないようにするため
- ・大切な申請情報を保護するため

これらを実行するため、配付する初期 ID・パスワードを使って初期設定を行っていただく必要があります。自治会町内会ポータルの 活用を開始する際に必要となりますので、大切に保管いただきますようお願いいたします。

#### 5 運用開始にあたって

運用開始日（令和 8 年 4 月 1 日（水）9 時）以降、初期設定マニュアル（3 月下旬に送付予定）に基づき、初期 ID・パスワードによる初期設定、必要に応じてポータル利用者の追加登録を行っていただき、ご利用可能となります。

##### (1) 初期 ID・パスワードによる初期設定

各自治会町内会長は、代表者として、初期 ID・パスワードにて初期設定を行っていただくことで、ポータルの管理者として登録されます。

##### (2) ポータル利用者（メンバー）の追加登録

初期設定後、必要に応じて、ポータルの管理者（代表者）は、自治会町内会内の利用者を追加登録することができます。

市民局地域活動推進課

担当 栗田、石栗

電話 045-671-3624 FAX 045-664-0734

メール sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

## 令和 8 年度市民局予算案における自治会町内会向け主な補助金について【情報提供】

## 1 趣旨

令和 8 年度予算案では、地域コミュニティの要である自治会町内会の皆様の活動をより支援できるよう、自治会町内会向けの補助金の拡充等が盛り込まれています。

令和 8 年度予算案に計上している自治会町内会向けの主な補助金を一覧にまとめましたので、情報提供させていただきます。

来月（令和 8 年 3 月）の市連会・区連会で補助金申請の依頼をさせていただきます。

## 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

地区連合町内会も交付対象となりますので、利用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、利用をご検討ください。

## 3 前年度から変更がある補助金（添付資料参照）

地域防犯カメラ設置補助金【拡充】

補助台数を拡充して、令和 8 年度も補助を実施します。

※地域の防犯力向上緊急補助金は令和 7 年度で終了しました。

## 4 添付資料

令和 8 年度 自治会町内会向け主な補助金一覧

## 5 備考

令和 8 年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

市民局地域活動推進課

担当：佐藤、笹尾

電話：045-671-2317 FAX：045-664-0734

Eメール [sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp](mailto:sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp)

（防犯カメラ関連）

市民局地域防犯支援課

担当：川口、片淵

電話 045-671-3705 FAX：045-664-0734

メール：[sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp](mailto:sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp)

市民局（一部総務局） 令和8年度 自治会町内会活動への補助一覽

補助内容等（下線部：変更点）		申請時期・窓口	案内時期 ○内：問合せ先
拡充 地域防犯カメラ設置補助金	自治会町内会等が実施する、防犯カメラの機器購入費、当該カメラ設置工事・看板設置にかかる経費（新規設置・更新とも可）への補助。補助台数の増（240台）、補助率9/10、上限28万円	4～7月末 区地域振興課	3月市連会・区連会 （区地域振興課）
例年同 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	自治会町内会館等に、LED照明器具、エアコン、断熱窓等、太陽光発電設備、蓄電池の導入に関する経費の補助。補助率2/3、上限あり	4～10月末 事務委託事業者	3月市連会・区連会 （市民局地域活動推進課）
例年同 地域活動推進費補助金	自治会町内会が公益的活動（環境美化、防災・防犯、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費等への補助 上限額900円×加入世帯数（※連合に対する補助率等は別途算定基準あり）	4～6月 区地域振興課	3月区連会 （区地域振興課）
例年同 地域防犯灯維持管理費補助金	自治会町内会等が所有・維持管理する「地域防犯灯」の維持管理経費への補助。地域防犯灯の数×2,200円（年、定額）	4～6月 区地域振興課	3月市連会・区連会 （区地域振興課）
例年同 自治会町内会館整備費補助金	昨年、8年度会館整備の事前申出をした自治会町内会等を対象に、整備に関する経費の補助。 補助率1/2、上限：新築・購入1500万円（1㎡あたり12.5万円を限度）、修繕250万円等	※9年度整備に向けた事前申出 4～6月（予定） 区地域振興課	4月市連会・区連会 （区地域振興課）
例年同 町の防災組織活動費補助金	町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用 各団体の申請世帯数等に応じて支給（1世帯160円）	4～6月（予定） 区総務課	4月区連会 （区総務課）

※LED防犯灯新規設置事業：自治会町内会等の申請により電柱共架型500灯、鋼管ポール型36灯の新設  
（申請時期：4～6月、問合せ・申請先：区地域振興課、3月に案内）

【参考：個人世帯等向け】よこはま安心ボックス設置支援事業：購入を希望する市民の方を対象にして、宅配ボックスの購入費の一部（約1/2）を市で負担します。（申請時期：4月、最大6700世帯の利用を想定）

※令和8年度横浜予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

資料12

泉区連長会資料  
令和8年2月19日  
泉区福祉保健課

泉福第1399号  
令和8年2月19日

地区連合自治会町内会長 様  
自治会町内会長 様

泉区福祉保健センター  
福祉保健課長 岩井 裕子

令和8年 民生委員・児童委員及び主任児童委員の推薦について（依頼）

向春の候 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、福祉保健行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和8年民生委員・児童委員及び主任児童委員の推薦について、別紙資料のとおり、ご依頼させていただきますので、よろしく願いいたします。

推薦は、欠員地区及び増員が必要な地区、現任の方が年齢要件の特例により委嘱された地区で、任期は次期一斉改選（令和10年11月30日）までとなります。

また、推薦書類等は、対象の地区連合自治会町内会・単位自治会町内会に、別途、直接送付させていただきます。

ご不明な点がございましたら、担当までご連絡くださいますよう、お願いいたします。

【担当】

泉区福祉保健課運営企画係 梅田、日比野

電話 800-2401

メール iz-unei@city.yokohama.lg.jp

## 《参考》

市連会 2月定例会説明資料  
令和8年2月12日  
健康福祉局地域支援課

### 令和8年 民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について【協力依頼】

#### 1 趣旨

令和8年7月1日付・12月1日付の民生委員・児童委員及び主任児童委員の欠員補充及び増員につきまして、候補者を推薦していただくよう、各自治会町内会長の御協力をお願いします。

#### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】該当の地区の地区連長あて資料を送付します。

主任児童委員の候補者にかかる連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いいたします。

【単位会長】該当の自治会町内会の会長あて資料を送付します。

民生委員・児童委員の候補者にかかる地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いいたします。

#### 3 依頼事項

- (1) 推薦準備会の開催
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員候補者の推薦
- (3) 推薦書類の作成及び区への提出

※ 具体的な手続きについては、各区福祉保健課からご案内いたします。

	自治会町内会	地区連合町内会
推薦の対象	民生委員・児童委員	主任児童委員
推薦人の選任	・自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5人から10人以内の推薦人を選任してください。	・地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5人から10人以内の推薦人を選任してください。
推薦準備会の開催	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。
推薦準備会の開催時期	令和8年7月1日付け委嘱の場合 ⇒ 令和8年3月～4月 令和8年12月1日付け委嘱の場合 ⇒ 令和8年8月～9月	
書類の作成 区への提出	・候補者の履歴書、会議録等を作成のうえ、区にご提出ください。	

＜裏面あり＞

#### 4. 候補者推薦にあたってご留意をお願いしたい事項

- (1) 候補者の選出にあたっては、資料4「資格要件と推薦手続」をご確認ください。
- (2) 候補者の方に対し、民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動や役割についてご説明をお願いします。ご説明にあたっては、資料6「民生委員の活動紹介チラシ」等をご活用ください。
- (3) 推薦準備会については、自治会町内会（地区連合町内会）の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表\*の方は、必ず推薦人としてください。  
この両者が出席しない場合は、推薦準備会が開催できないこととしていますので、ご留意ください。

また、推薦準備会の開催においては、公正な運営をお願いいたします。

※民生委員・児童委員の役割や実際の活動等に関するご説明やご質問等へご対応いただくため、地区民生委員児童委員協議会の代表の方の出席は必須でお願いします。

- (4) 年齢要件の特例に該当する委員（民生委員・児童委員のみ）が活動されている地区におかれましては、引き続き候補者を探していただきますよう、御協力をお願いします。

#### 5 添付資料

- 資料1 令和8年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程
- 資料2 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦（委嘱）の手続図
- 資料3 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動
- 資料4 横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続
- 資料5 現員数一覧（令和7年12月1日現在）
- 資料6 民生委員の活動紹介チラシ

担 当：健康福祉局地域支援課 阿部

電 話：045-671-4046

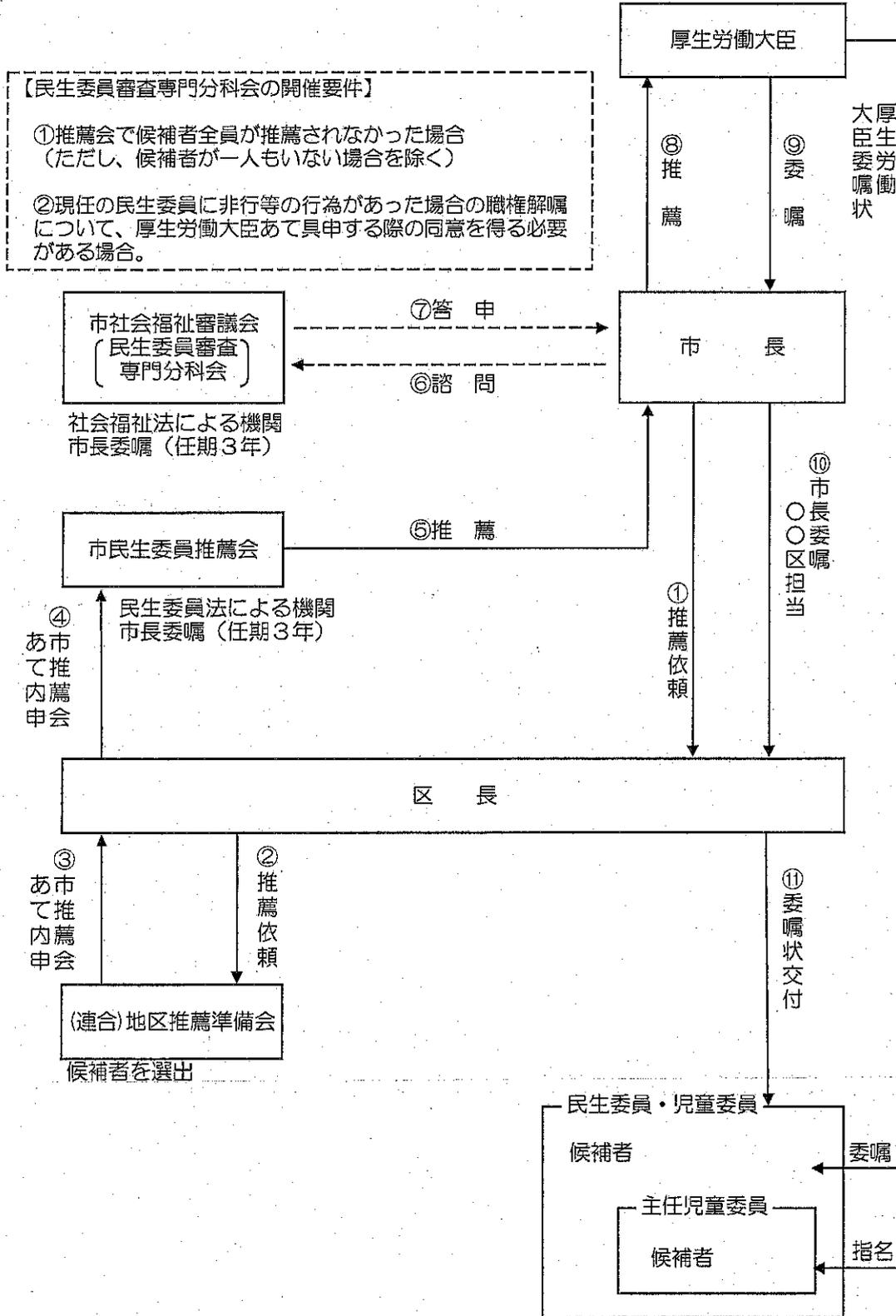
F A X：045-664-3622

メール：kf-chiikishien@city.yokohama.lg.jp

## 令和 8 年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

		令和 8 年 7 月 1 日付け委嘱	令和 8 年 1 2 月 1 日付け委嘱
		①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員  任期…令和 8 年 7 月 1 日から 令和 1 0 年 1 1 月 3 0 日まで	①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員  任期…令和 8 年 1 2 月 1 日から 令和 1 0 年 1 1 月 3 0 日まで
2 月	上旬	市連会協力依頼 区連会協力依頼	
	中旬		
	下旬		
3 月	上旬	連合・地区へ推薦依頼	
	中旬		
	下旬		
4 月	上旬	連合・地区推薦準備会開催	
	中旬		
	下旬		
5 月	上旬	区より市推薦会に候補者内申	
	中旬		
	下旬		
6 月	上旬	市推薦会、市審査会開催 厚生労働大臣あて推薦	
	中旬		
	下旬		
7 月	上旬	令和 8 年 7 月 1 日付け委嘱	連合・地区へ推薦依頼
	中旬		
	下旬		
8 月	上旬		連合・地区推薦準備会開催
	中旬		
	下旬		
9 月	上旬		
	中旬		
	下旬		
10 月	上旬	区より市推薦会に候補者内申	
	中旬		
	下旬		
11 月	上旬	市推薦会、市審査会開催 厚生労働大臣あて推薦	
	中旬		
	下旬		
12 月	上旬	令和 8 年 1 2 月 1 日付け委嘱	
	中旬		
	下旬		

# 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦〔委嘱〕の手続図



## 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

### 【民生委員・児童委員、主任児童委員とは】

- 厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める、無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。

### 【民生委員・児童委員、主任児童委員の役割等】

- 民生委員・児童委員は、担当する地域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、サポートするとともに、必要な支援を受けられるよう地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ役割を担っています。市内で約 4,000 人の方が活動しています。
- 主任児童委員は、子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもの福祉に関する機関と連携して、様々な児童問題について取り組んでいます。市内で約 500 人の方が活動しています。

### 【民生委員・児童委員の活動】

- 日常的な見守り、訪問活動を通じて、担当地区内の住民の生活実態や支援を必要とする方などを把握します。
- 地域住民から相談を受け、介護や子育て支援等の福祉サービスに関する情報提供し、必要に応じて区福祉保健センターや地域ケアプラザ等につなぎます。
- 活動を通じて得た課題や改善点について、社会福祉関係者や行政機関と情報を共有します。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

### 【主任児童委員の活動】

- 主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。
- 民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

### 【活動費の支給・会費負担】

- 給与は支給していません。活動にかかる交通費等として、活動費を支給しています。
- 民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。（※活動費と会費負担については詳細裏面）

### 【秘密を守る義務があります】

- 民生委員法により、住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があり、委員を辞めた後も、秘密を守る必要があります。

### 【地区民児協に所属し、相談・協力して活動します】

- すべての民生委員・児童委員は、概ね連合町内会の区域単位で組織された、地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）に所属します。地区民児協では、関係機関との連絡・調整、日ごろの活動についての情報交換や地域の福祉課題の検討などを行っています。

## 【参考】活動費の支給と会費のご負担について

## 【活動費の支給】

年間 70,200 円

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年2回に分けて支給します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

## 【会費の負担】

泉区では、市民児協会費7,500円のほか、  
区社協会費1,000円をご納付いただいています。  
(合計8,500円)

年間&lt;区ごとに記載&gt;円 (令和7年度の場合)

横浜市民生委員児童委員協議会(市民児協)は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会(市社協)・区社会福祉協議会(区社協)でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

## 【市民児協会費の内訳・使途】

項目	金額(円)	
市民児協会費	2,180	主に、区・地区民児協事業費に充当
市民協互助事業会費	1,600	民生委員の公務疾病見舞金や死亡弔慰金、退任慰労金等(互助事業給付金)に充当
市民児協周年事業積立金	100	周年事業費としての積立金に充当
全民児連会費	700	全国民生委員児童委員連合会の分担金(全民児連事業費)に充当
全国互助共励会費	1,900	全民児連の互助事業(民生委員の死亡、傷病、災害にかかる弔慰金または見舞金の支給)と共励事業(委員活動に必要な資料の作成配布等)に充当
関ブロ民連会費	20	関東ブロック民生委員児童委員連合協議会の会費(関ブロ民連事業費)に充当
横浜市社会福祉協議会会費	1,000	市社会福祉協議会会費(主に市社協の法人運営、「福祉よこはま」作成等事業費)に充当
<b>市民児協会費 計</b>	<b>7,500</b>	

## 横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続

	民生委員・児童委員	主任児童委員
1. 資格要件	<p>18 歳以上で横浜市会議員の選挙権を有する方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができ、円満な常識を持ち、健康である方</li> <li>その地域の実情をよく知っており、地域の方が気軽に相談に行けるような方</li> <li>個人情報について、十分配慮し適正な管理ができる方</li> </ul>	
①適任者		
②年齢要件 (基準日) 令和 8 (2026) 年 4 月 1 日		
③居住要件	原則、担当地域内に居住する方	
2. 任期	令和 10 年 (2028) 年 1 月 30 日まで	
3. 推薦主体	地区推薦準備会	連合地区推薦準備会
①設置の単位	主に自治会町内会を単位とします。	主に地区連合町内会を単位とします。 (地区民児協を単位とします。)
②構成	推薦人 5～10 人	推薦人 5～10 人
③構成員 (推薦人)	自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方 ※自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。	地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方 ※地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。
	地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。	

4. 地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催

### 開催までの準備

#### ・候補者の人選

地区推薦準備会（民生委員・児童委員の推薦）、連合地区推薦準備会（主任児童委員の推薦）の会議開催までに、候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼しておきます。

履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。  
取扱いには十分注意してください。

#### ・推薦人の人選

推薦準備会の会議開催までに推薦準備会推薦人を選出しておきます。

「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。

#### ・開催の案内

推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。

### 開催

#### ①開催条件の確認

自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。

#### ②会議の進行

会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。

#### ③審議

主に次の点について審議します。

- ・適任者の要件を満たしているか。
- ・留意事項を確認しているか。
- ・年齢要件、居住要件を満たしているか。
- ・個人情報取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。

#### ④会議録の作成

「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。

会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。

### 候補者の内申

推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。

- (1) 「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」
- (2) 「地区・連合地区推薦準備会会議録」
- (3) 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」

# 令和7年12月1日現在 民生委員・児童委員・児童委員現員数一覧

	民生委員・児童委員				主任児童委員				合計			
	定数	現員数		計	定数	現員数		計	定数	現員数		計
		男	女			男	女			男	女	
計	4,226	802	2,899	3,701	530	23	437	460	4,756	825	3,336	4,161
鶴見区	306	68	219	287	34	7	27	34	340	75	246	321
神奈川区	282	44	196	240	36	4	29	33	318	48	225	273
西区	123	18	86	104	12	2	10	12	135	20	96	116
中区	169	27	117	144	26	2	21	23	195	29	138	167
南区	247	55	163	218	33	1	29	30	280	56	192	248
港南区	261	35	187	222	30	0	24	24	291	35	211	246
保土ヶ谷区	253	42	177	219	46	0	39	39	299	42	216	258
旭区	294	40	199	239	40	2	25	27	334	42	224	266
磯子区	217	31	153	184	20	1	14	15	237	32	167	199
金沢区	248	31	176	207	32	0	27	27	280	31	203	234
港北区	379	77	251	328	46	1	39	40	425	78	290	368
緑区	204	33	154	187	23	0	20	20	227	33	174	207
青葉区	299	49	224	273	32	0	30	30	331	49	254	303
都筑区	169	43	102	145	20	3	16	19	189	46	118	164
戸塚区	309	74	217	291	38	0	33	33	347	74	250	324
栄区	150	45	91	136	14	0	14	14	164	45	105	150
泉区	169	58	94	152	24	0	22	22	193	58	116	174
瀬谷区	147	32	93	125	24	0	18	18	171	32	111	143

\* 定数は令和7年12月1日現在

# ＼やってみませんか？／ 民生委員・児童委員

地域の行事に出ている

仲間と一緒に活動することを楽しめる

よく人から相談を受ける

会社を退いたので地域と関わりたい

人の話を聞くのが好き

ボランティアに興味がある

人の役に立ってみたい

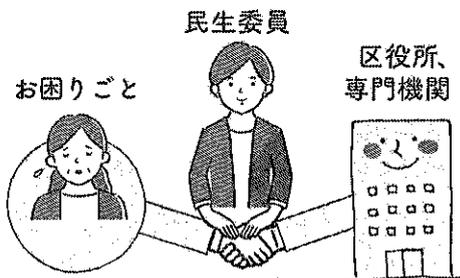
自治会役員やPTAの経験がある

あなたならできる  
あなただからできる

横浜市では、約4,400人の民生委員\*が地域を支えています  
\*主任児童委員も含む

## 民生委員ってどんなことをするの？

相談者の声を聞き  
福祉サービスにつなぎます



仲間と一緒に  
地域のゆるやかなつながりを  
育みます



経験者が  
感じた

## 民生委員のやりがい・活動で得たもの

活動そのものが  
楽しめた



福祉の仕組みに  
詳しくなれた



人や地域に  
貢献できたという  
充実感を得られた



仲の良い友達  
ができた





具体的には  
こんな感じです。

見守り

相談  
情報提供

交流の場  
づくり

つなぎ役

# ある1か月の活動例

○Xさんの最近の様子を  
地域ケアプラザに連絡  
(20分)

前月の活動報告を記入し、  
地区会長へ提出(1時間)

○○のふれあいサロンは、  
私用があるので地区の仲間  
にお任せして欠席

地区の定例会に参加。  
あわせて子育てサロン代表  
から最近の子育て事情を聞く  
(2時間)

来月の福祉まつりの準備  
会に参加。地区の仲間  
と一緒に当日の展示物を  
つくる(1時間)

見守りのため、町内の  
ひとり暮らし高齢者を  
2件訪問(1時間)

## Q&Aよくあるご質問



Q. 福祉の経験や知識が全くなく自分に務まるかととても不安です。



A. わからないことがあっても、周囲の先輩委員や会長がフォローします！  
決してひとりで活動するわけではありません。



Q. 仕事をしていますが、両立できますか？



A. 仕事や介護など様々な事情があっても、  
ご自身のできる範囲で無理なく活動いただければ大丈夫です。



Q. 困っている人は手助けしたいですが、365日昼夜問わずに相談されたら大変です。



A. できる範囲での活動で問題ありません。深夜や早朝の対応や金銭管理など、  
できないことははっきり断れます。関係機関もサポートします。



Q. どういう身分ですか？報酬はありますか？



A. 厚生労働大臣から委嘱された地域福祉の増進を担うボランティアです。任期は3年です。  
報酬はありませんが、交通費等として通常年額70,200円の活動費の支給があります。



Q. 民生委員と主任児童委員の違いは何ですか？



A. 民生委員のうち、児童福祉に関する事項を専門的に担当するのが主任児童委員です。  
児童委員でもある民生委員と一体となって活動を行っています。

やってみようかな？と思ったら…

お住まいの地域の自治会町内会長、

または 区役所福祉保健課 (TEL 045- )へご相談ください。

令和7年1月発行